

特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、業務委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、町道雑草刈払業務委託（両神工区）に適用するものとする。

(委託業務の内容)

第3条 本委託業務の目的及び内容は以下のとおりとする。

1 目的

本業務は、町道における路肩等の雑草を刈払うこと及び路面清掃により、歩道及び車道空間の確保等、道路利用者の安全性、利便性の確保を目的とする。

2 内容

(1) 委託箇所

秩父郡小鹿野町両神薄地内外

(2) 委託内容

ア 刈払い作業にあたっては、草、アシ、木等を根本から刈り取り、むらの無いように出来るだけ平滑に仕上げなければならない。なお、刈り取り高は、地表面から10cm以下とする。（雑草刈払い管理基準参照）

イ 各路線の刈払いが完了した段階で監督員の施工確認を受けること。

ウ 刈払い機械の運転にあたり飛び石等の危険防止には十分注意し、第三者、農耕地及び住宅等に害を及ぼさないように注意すること。

エ 工事写真は、刈り取り前、作業中、刈り取り後及び監督員の指示する写真を同一箇所でも撮影すること。変化点、出来高計測写真等必要と思われる箇所についても撮影すること。

オ 第三者からの要望等は必ず監督員に報告すること。

カ その他、本特記仕様書に定めのない事項、または内容に疑義が生じた場合、その都度監督員と協議のうえ定めるものとする。

(3) 処分等

集草・運搬指定場所の刈り取った草木・土砂については、道路維持に支障を及ぼすことのないように集草・片付けをし、下記に搬出すること。

搬出先	所在地
坂戸残土捨場（小鹿野町管理）	秩父郡小鹿野町両神薄地内

（作業計画等）

第4条 受注者は、作業計画及び作業方法について十分検討の上、作業着手前に作業計画書を提出し、監督員の承諾を得ること。

（電子成果品について）

第5条 受注者は、下記に定める成果品を電子データとして納品できるものとする。電子データとして納品した場合、同成果品の紙による納品を要しないものとする。ただし、電子成果品によらないものは、従来通り紙で納品する。

電子データとして納品できる成果品	備考
工事写真 一式	
完成図面 一式	
その他監督員が認めるもの	

（電子成果品の作成について）

第6条 電子成果品の作成にあたっては、「埼玉県電子成果品運用ガイドライン」に準じて作成すること。

（電子成果品の提出について）

第7条 電子成果品は、データを格納した電子媒体(CD-R)を1部提出する。また、電子媒体には成果品のほか、成果の閲覧に必要なビューアを同梱するものとする。ただし、電子成果品の提出にあたっては、発注者・受注者間で協議するものとし、事前に監督員の確認を受けること。

（安全管理）

第8条 安全管理

1 作業にあたっては、以下に留意しなければならない。

（1）作業期間中は、作業区域内を十分監視するなど、安全確保に努めなければならない。

(2) 作業に使用した道路舗装面は適宜清掃を実施し、交通安全の確保や環境の保全に努めなければならない。

(3) 付近の家屋、通行人、自転車、自動車等に飛び石等による危険が及ばないようにしなければならない。

2 機械の使用等にあたっては、以下に留意しなければならない。

(1) 受注者は、草刈り機械を使用する作業員に対して、「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育実施要領」（厚生労働省労働基準局長通達平成12年2月16日付け基発第66号）による安全衛生教育の実施に努めること。

(2) 使用機械の整備状況に注意し、異常がある場合には、整備が完了するまで使用してはならない。

(3) 複数以上の機械作業は、相互に安全な距離を保つように機械を配置し、並列な作業は危険を伴うので避けなければならない。

(4) 機械作業時には、運転操作をしている機械作業員以外の作業員に近接作業をさせてはならない。

(5) 草刈機は、危険防止に必要な保護装置を取付けなければならない。

(法定外の労災保険の付保)

第10条 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

雑草刈払い管理基準

